

京都市民間保育園等職員の給与等運用事業補助金に係る調査結果等について (令和元年度分)

1 京都市民間保育園等職員の給与等運用事業補助金の概要

(1) 補助金の趣旨

(公社)京都市保育園連盟(以下、「連盟」という。)が実施する京都市民間保育園等職員の給与等運用事業(以下「給与等運用事業補助金」という。)(※)に対し、補助金を交付するもの。

(※) 全民間保育園等の保育士等の処遇改善や、保育水準の向上に取り組むことにより、子どもの最善の利益に資することを目的とした、民間保育園及び認定こども園(幼保連携型及び保育所型)を対象に本市補助金を配分する事業

(2) 予算

R 元年度予算	R2 年度予算	R3 年度予算
3,439,050 千円	3,487,927 千円	3,577,765 千円

(3) 補助金の配分について

連盟は、配分ルールに基づき各園に補助金を配分する。
(配分ルール)

認定職員数、モデル人件費、自由裁量・創意工夫を促進するためのポイント基準に基づき、各園の所要額を算出し、所要額から園に直接支払われる給付費の人件費部分等を差し引いた金額を配分

(4) 補助金の使途等の制約について

配分された補助金は、人件費への充当のみ可能としているが、保育士の給与改善に使途を限定していない。人件費に充当していれば、例えば、保育士をより多く雇用するためや保育士以外の職種にも活用できる。

(5) 国制度の給付費との関係について

- ア 国制度の給付費については、基本分単価、各種加算、処遇改善等加算から構成される。基本分単価は、内訳として人件費、事業費、事務費に区分されているが、処遇改善等加算の一部を除き、区分どおりに支出を行う必要はない。
- イ 本市の給与等運用事業補助金は、給付費のうちの人件費及び処遇改善等加算の更なる充実を図ることを目的に交付しているが、現行では給付費と給与等運用事業補助金との間で人件費の支出の際に充当の優先順位を定めていない。

2 給与等運用事業補助金に係る調査について

(1) 調査目的

給与等運用事業補助金をはじめとする民間保育園及び認定こども園（幼保連携型及び保育所型）（以下「保育園等」という）を対象とした人件費補助について、その交付の有効性及び効率性を検証するもの

【京都市補助金等の交付等に関する条例】第7条

市長等は、社会経済情勢の変化その他諸般の状況に的確に対応するために、補助金等の交付の有効性及び効率性を検証し、必要があると認めるときは、補助金等の新設、充実、統合、廃止その他適切な措置を講じるものとする。

(2) 調査内容

令和元年度の各園における職員全員の人件費の支出状況

各園が別途提出している処遇改善等加算に係る報告項目（職種、賃金総額、処遇改善Ⅱにより改善する給与項目・支給月額など）に加え、法定福利費、退職金に係る拠出金、退職給付支出、その他人件費相当の費用（調理業務委託費用、職員採用に係る手数料、職員確保に係る広告費）の項目について、補助金交付先の連盟に対し、報告を求めた。

(3) 調査期間

令和3年4月16日～5月7日

ただし、入力不備等があったため、その後も7月中まで内容確認等を実施

(4) 調査施設

保育園等：264園

ただし、令和元年度末に閉園した施設が1施設あり、実際に調査できたのは263園

3 調査結果

別添のとおり

1 人件費総額の収支比較

(1) 分析方法

人件費に係る園収入と園支出を比較した。

園人件費収入の算定に当たっては、国制度として支払われる給付費の人件費相当と人件費に係る各種市補助金を合計し、園人件費支出については、調査結果によって把握した園の人件費等（※）に係る支出総額を計上した。

※ 決算書上の人件費（給与、法定福利費、派遣人件費等）のほか、調理業務委託費用や職員採用に係る手数料・広告料を含む

(2) 調査結果

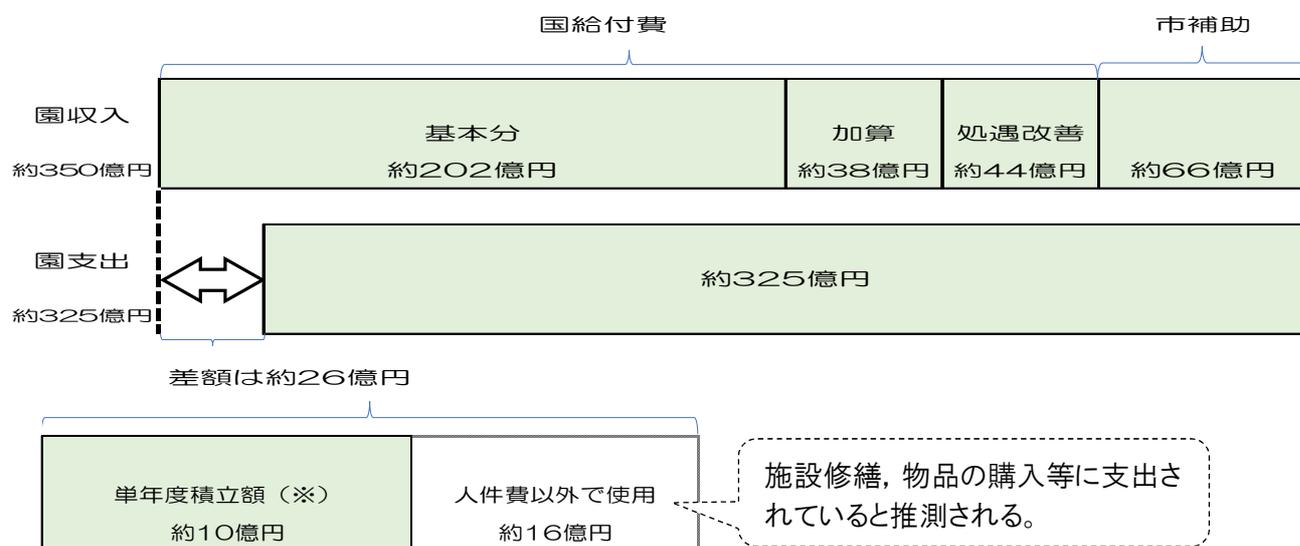
園人件費収入が園人件費支出を約26億円上回る。

(3) 考察

給与等運用事業補助金をはじめとした市補助金は用途を人件費に限定しているものが多いが、人件費への充当にあたって給付費との優先順位は定めておらず、また、給付費は配置基準の遵守等、一定の要件を満たせば、他区分への使用が可能であることから、**人件費の支出に当たっては、市補助金から充当されており、結果的に、給付費の一部が単年度積立金等（※）に充当されていると考えられる。**

※ 人件費積立金，修繕積立金，備品等購入積立金，施設整備積立金

※ 端数処理により合計や差額が合わないことがある。以下同じ。



※元年度末の各法人の累積積立額は213億円

2 職種別の収支状況

(1) 分析方法

ア 概要

保育園等においては、園長、保育士等（保育士、保健師、看護師、保育補助）、調理師等（調理師、栄養士、調理補助）、事務員等（事務員、用務員、その他職員）が働いており、それぞれの職種の人件費総額の収支を分析した。

なお、分析に当たっては、職種別の振り分けが困難な以下の支出を除いている。

- 講師等：園独自の講師(体操・サッカー等)の招へい等に要した経費(45,895千円)
- 手数料、広告費：職員採用に係る手数料、職員確保のための広告経費(164,097千円)
- 報告不備：詳細不明であり、振り分け困難(34,996千円)

イ 算出方法

収入：入所児童数等に基づく配置必要職員数から、以下の考え方にに基づき、職種別収入を算出

- 給付費
 - ・基本分：職種ごとの金額が定められていないため、保育所の国通知において示されている職種ごとの人件費単価(令和元年度：保育士 393万円、調理員等 326万円)から必要職員数で按分して推計
 - ・加算分：職種が指定されている加算は当該職種に、複数職種への加算の場合は基本分と同様に按分
 - ・処遇改善：実額を算出
- 市補助
職種が指定されている補助は当該職種に、複数職種の場合は給付費基本分と同様に按分

支出：調査によって把握した園の職種別の人件費支出の合計

※給与、法定福利費、派遣人件費等

(2) 調査結果

保育士等（保育士，保健師，看護師，保育補助）

※ 保育補助とは、保育士資格を持たず保育の業務を補助する者

ア 概要

園支出（252億54百万円）＜園収入（294億34百万円）となっており、その差額は約42億円（超過率85.8%）

【収支比較表（単位：百万円）】

		29,434
差額 4,180	25,254	市補助 6,196
報告不備 367	派遣 559	処遇改善 3,853
	非常勤 3,742	加算分 1,951
	常勤 20,585	基本分 17,434
	園支出	園収入

イ 詳細分析

（1人当たり平均人件費）

- ・ 保育補助を除く保育士等の常勤職員の平均人件費は約553万円となり、職種別の園収入から想定される1人当たりの単価約544万円とほぼ同水準。
- ・ 連盟作成の給与表による保育士の平均給与額（モデル）は476万円。今回の調査による常勤職員給与（社会保険料除く）の平均値は約477万円であった。

（常勤職員のうち12箇月勤務した職員1人当たり人件費の分布状況）

- ・ 保育士等（保育補助除く）の常勤職員（12箇月勤務）で比較した場合、最大約1,481万円，最小約224万円であり，その差は最大6.6倍となっている。
- ・ 保育補助を除く保育士等の中央値は約531万円

ウ 考察

常勤職員の給与水準は制度（国制度給付費及び市補助金）で想定している水準に達している。収支差額については、この間、国制度給付費が充実し、収入が増加する中で生じていると考えられる。当該差額は、人件費への充実に当たって**市補助と給付費の間で優先順位を定めていない中で、市補助金から充たを行い給付費の一部を他の経費に充たすることが可能であることから、人件費以外にも充たされているものと考えられる。**また、**市補助金について支出する職種を限定するとの条件を付していないことから、他職種の人件費にも充たされているものと考えられる。**

<参考>

■職種別・勤務形態別人数

(単位：人)

	常勤職員	非常勤職員	派遣職員	報告不備
保育士等	3,730	2,949	314	441
保育士, 保健師, 看護師	3,718	2,219	277	416
保育補助	12	730	37	25

■1人当たり人件費

(単位：千円)

	園収入	園支出		
	想定単価	常勤職員	非常勤職員	派遣職員
保育士等	5,444	5,519	1,269	1,782
保育士, 保健師, 看護師	5,444	5,525	1,548	1,911
保育補助	-	3,679	420	812

■常勤職員（12箇月勤務）1人当たり人件費の分布状況

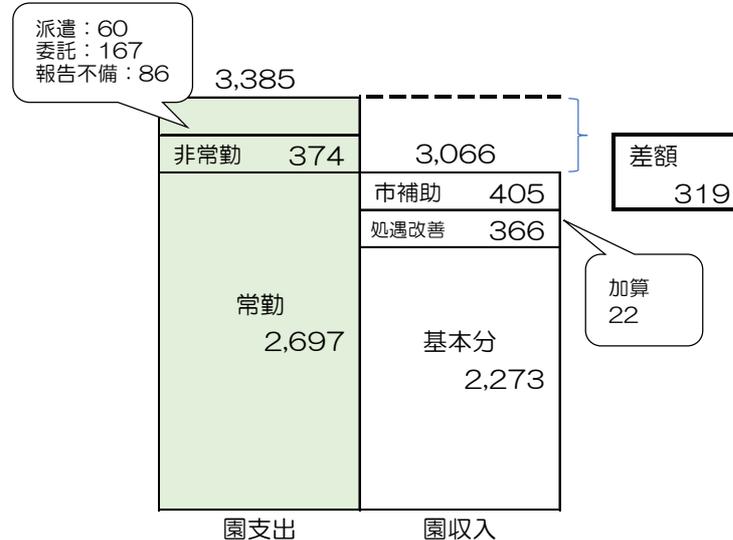
	母数	最大値	最小値	中央値
保育士等	3,348人	14,814千円	2,237千円	5,304千円
保育士, 保健師, 看護師	3,337人	14,814千円	2,237千円	5,313千円
保育補助	11人	4,759千円	2,507千円	3,910千円

調理師等（調理師，栄養士，調理補助）

ア 概要

園支出（33億85百万円）＞園収入（30億66百万円）であり，その差額は約3億円（超過率110.4%）

【収支比較表（単位：百万円）】



イ 詳細分析

（1人当たり平均人件費）

- 常勤職員の平均人件費は約495万円となり，職種別の園収入から想定される1人当たりの単価約434万円を上回る。

（常勤職員のうち12箇月勤務した職員1人当たり人件費の分布状況）

- 調理補助を除く常勤職員（12箇月勤務）で比較した場合，最大約945万円，最小約238万円と大きな差があり，その差は最大4.0倍となっている。
- 調理補助を除く調理師等の中央値は約479万円

ウ 考察

超過分の財源は，保育士等分の園収入の一部から充当されているものと推測される。

<参考>

■職種別・勤務形態別人数（単位：人）

常勤職員	非常勤職員	派遣職員	報告不備
545	346	46	100

■1人当たり人件費（単位：千円）

園収入	園支出		
想定単価	常勤職員	非常勤職員	派遣職員
4,343	4,949	1,081	1,314

■常勤職員（12箇月勤務）1人当たり人件費の分布状況

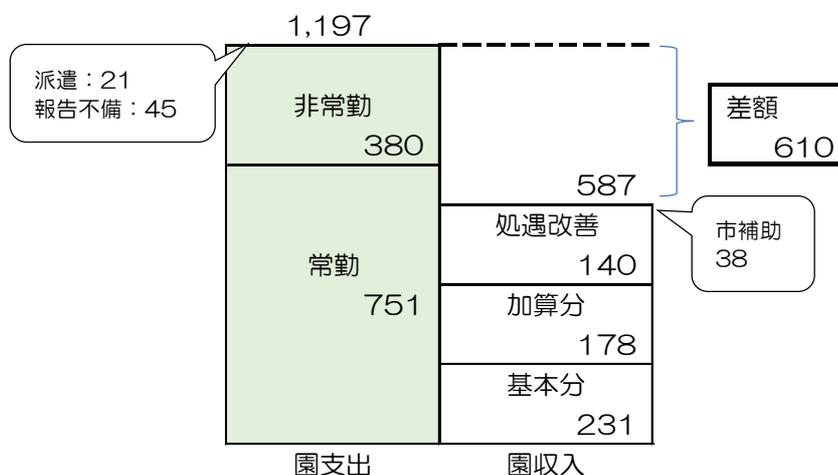
母数	最大値	最小値	中央値
478人	9,446千円	2,375千円	4,793千円

事務員等（事務員，用務員，その他職員）

ア 概要

園支出（11億97百万円）＞園収入（5億87百万円）であり，その差額は約6億円（超過率203.9%）

【収支比較表（単位：百万円）】



イ 詳細分析

（1人当たり平均人件費）

- 常勤職員の平均人件費は約556万円となり，職種別の園収入から想定される1人当たりの単価約223万円の約2.5倍となっている。

（常勤職員のうち12箇月勤務した職員1人当たり人件費の分布状況）

- 常勤職員で比較した場合，最大約1,392万円，最小約231万円と大きな差があり，その差は最大6.0倍となっている。
- 中央値は約547万円

ウ 考察

超過分の財源は，保育士等分の園収入の一部から充当されているものと推測される。

<参考>

■職種別・勤務形態別人数（単位：人）

常勤職員	非常勤職員	派遣職員	報告不備
135	359	20	34

■1人当たり人件費（単位：千円）

園収入	園支出		
	想定単価	常勤職員	非常勤職員
2,233	5,562	1,059	1,073

■常勤職員（12箇月勤務）1人当たり人件費の分布状況

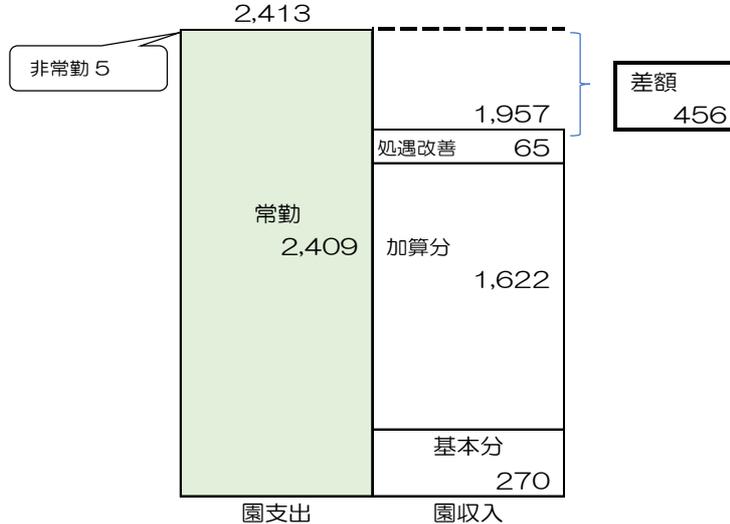
母数	最大値	最小値	中央値
116人	13,921千円	2,310千円	5,467千円

園長

ア 概要

園支出（24億13百万円）＞園収入（19億57百万円）であり、その差額は約4.6億円（超過率123.3%）

【収支比較表（単位：百万円）】



イ 詳細分析

（1人当たり平均人件費）

- 常勤職員の平均人件費は約895万円となり、職種別の園収入から想定される1人当たりの単価約750万円の約1.2倍となっている。

（常勤職員のうち12箇月勤務した職員1人当たり人件費の分布状況）

- 最大約1,854万円、最小約183万円と園によって大きな差があり、その差は最大10.2倍となっている。
- 中央値は約925万円

ウ 考察

超過分の財源は、保育士等分の園収入の一部から充当されているものと推測される。

<参考>

■職種別・勤務形態別人数（単位：人）

常勤職員	非常勤職員	派遣職員	報告不備
269	1	-	-

■1人当たり人件費（単位：千円）

園収入	園支出		
想定単価	常勤職員	非常勤職員	派遣職員
7,498	8,954	4,623	-

■常勤職員（12箇月勤務）1人当たり人件費の分布状況

母数	最大値	最小値	中央値
238人	18,543千円	1,826千円	9,247千円

3 中間総括（見直しの基本的な視点）

(1) 調査結果について

本調査の結果、令和元年度の人件費総額について、園収入が園支出を約2.6億円上回っていることがわかった。職種別で見ると、保育士等について、人件費支出2.52億54百万円に対して、国制度給付費と市補助金からなる人件費収入が2.94億34百万円と、約4.2億円の収支差が生じていることが判明した。

この収支差は、主にこの間、国制度給付費が充実し、園収入が増加したことにより生じていると考えられる。

こうした中で、各運営法人等の令和元年度決算における単年度積立金の合計が約10億円となっており、この積立の結果、令和元年度末の累積積立額は2.13億円となっている。

当該差額が人件費以外に使用されることを可能としている要因としては、国制度給付費と市補助金との間で充当の優先順位を定めていないことが挙げられる。人件費の支出に当たって、国制度給付費に優先して市補助金から充当を行うことにより、人件費以外への使用が可能な国制度給付費を、積立金等他の経費に充当しているものと考えられる。

また、職種別で見た場合に、収支差が想定以外の職種に充当されている要因としては、前述の優先順位を定めていないことに加えて、国制度給付費及び市補助金の大半が、想定する職種はあるものの、用途をその職種に限定していない等交付要件が緩やかであることが挙げられる。

これらの状況については、諸規定に違反するものではないが、給与等運用事業補助金について、補助金の直接の交付先でない各園における執行状況を確認する仕組みがなかったことから、本市として補助金の効果を把握し、補助制度を点検するに至らなかった中で生じたものである。

(2) 今後について

令和2年度分人件費等についても調査を行い、積立金や人件費以外の支出も含めて全体を更なる精査のうえ、市補助金について、必要な見直しを行う。

[見直しの基本的な視点]

ア 保育士の現行の職員配置基準及び給与水準の維持

イ 本市独自補助金について、補助金の活用目的や対象をより明確にしたうえで、効果を検証しつつ、給付費と合わせて保育水準が維持できるものとなるよう制度を再構築